

五城目町文化芸術大会等出場選手激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日頃の文化芸術活動等の成果として全国規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場する町民の榮譽を称え、激励金を交付することにより、本町の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(対象となる文化芸術等の範囲)

第2条 激励金の対象となる文化芸術等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次号に規定するメディア芸術を除く。）
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号で規定した伝統的な芸能を除く。）
- (5) 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) その他前6号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(対象大会)

第3条 交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一期間、又は同一大会要項等で開催される大会は、同一大会とみなす。

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催、共催又は後援若しくは協力する大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (2) 国及び地方公共団体、その他これらに準じる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）、新聞社等が主催する全国規模以上の大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (3) 全国高等学校長協会、公益財団法人全国商業高等学校長協会、公益社団法人全国工業高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、全国農業高等学校長協会等が主催する全国規模の大会
- (4) その他前4号に掲げるもののほか、町長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激

励金を交付しない。

- (1) 美術展、写真展、書道展その他開催地に行くことなく出場できるとき
- (2) 応募者の全てが出場できるとき
- (3) 交流、親睦等を図ることのみを主な目的とするとき

(対象者)

第4条 交付の対象者は、本町に住所を有しかつ居住する者で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大会の出場種目又は参加種目を生業としている者及び大会への出場又は参加に当たり本町の他の交付金を受けているものは除く。

- (1) 地区予選及び県予選、又はブロック予選等を経て大会の出場資格を得た者
 - (2) 主催する団体等から予選を免除された者
- 2 その他前項に掲げるほか、町長が特に認める者

(激励金の額)

第5条 激励金の交付額は、10,000円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第6条 激励金の交付を受けようとする個人（その者が未成年である場合は、その者の保護者）又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、五城目町文化芸術大会等出場者激励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 出場する大会の要項等
 - (2) 出場資格獲得を証明する書類（予選結果等）
 - (3) 大会出場を証明する書類（大会申込書等）
 - (4) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、大会開催の前日までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前項の規程による申請があったときは、その内容を審査し、激励金を交付すると決定したときは、五城目町文化芸術大会等出場選手激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するもの

とする。

(激励金の返還)

第8条 町長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の返還を命じることができる。

- (1) 大会への参加を中止したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により激励金を受けたとき

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるほか、激励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。